

平成 29 年度
我孫子市公共下水道事業審議会
会議録

平成 30 年 2 月 27 日 (火)

我孫子市建設部下水道課

平成 29 年度 我孫子市公共下水道事業審議会議事録

会議の名称	我孫子市公共下水道事業審議会
開催日時	平成 30 年 2 月 27 日（火）午後 3 時 00 分から午後 4 時 30 分
開催場所	我孫子市議会棟 A・B 会議室
出席委員	今井 正直、今井 緑、小倉 正、小田部 順子、落合 実、桑田 瑞穂、山崎 直人、横土 俊之
事務局	大谷建設部長、増田建設部次長兼下水道課長、足立建設部参事兼治水課長、井戸治水課主幹、河辺下水道課長補佐、土屋下水道課主査長、鈴木下水道課主査長、山高治水課主任、柳沼下水道課主事
議題	1) 会長、副会長の互選について 2) 我孫子市公共下水道事業経営戦略（案）について 3) 第 1 2 期下水道整備五カ年計画（案）について 4) 我孫子都市計画下水道の変更（原案）について 5) 我孫子市公共下水道事業地方公営企業法適用化の経過報告
公開・非公開の別	公開
傍聴人数	0 人

会議の内容

【河辺課長補佐】皆様お揃いになりましたので、これより我孫子市公共下水道事業審議会を開催させていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご出席くださりありがとうございます。

当会議の成立要件は過半数の委員の方の出席となっておりますが、本日委員の皆さま 8 名全員のご出席をいただいておりますので、無事成立となりました。

申し遅れましたが、私は本日司会をさせていただき我孫子市下水道課の河辺と申します。よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして当市大谷建設部長よりごあいさつさせていただきます。部長、よろしくお願いいたします。

【大谷建設部長】本日は委員の皆さまにおかれましては大変お忙しい中、我孫子市公共下水道事業審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。皆さまには日頃から公共下水道事業のみならず、市政に対し特別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市の公共下水道は昭和 48 年 2 月に我孫子市手賀沼流域関連公共下水道計画を元に、我孫子地区で下水道管敷設工事に着手した後、昭和 56 年 4 月に供用を開始いたしました。その後下水事業は整備区域の拡大を図り、平成 27 年 11 月の千葉県手賀沼流域下水道事業計画変更に合わせて、第 16 期事業計画変更を行い、事業計画面積を 1,653 ヘク

タールとしました。現在は JR 湖北駅北側地区、下ケ戸西側地区等で整備を進めております。なお平成 28 年度末での汚水処理人口は 11 万 5,405 人であり、人口普及率は 83.5% となっております。

また水害対策として実施している雨水事業は、事業計画面積 994 ヘクタールに対し、28 年度末までに 630 ヘクタールの区域で整備が完了し、整備率は 63.4% となっております。

本日の審議会では、最初に今後の当市の下水道事業の方向性を示すものとなる、我孫子市公共下水道事業経営戦略について、次に平成 30 年度からの第 12 期下水道整備 5 年計画について、3 点目について、青山汚水中継ポンプ場の廃止に伴う都市計画下水道の変更について、以上の 3 議案についてご審議していただきます。その後平成 32 年 4 月からの地方公共企業会計の適用に向けて、現在業務を進めている我孫子市公共下水道事業地方公営企業法適用化の経過報告を併せて行わせていただきます。

委員の皆さまにはさまざまな観点からご意見を頂戴し審議していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【河辺課長補佐】ありがとうございました。次に本日ご出席の審議員の皆さまのご紹介ですが、申し訳ございませんが自己紹介でお願いしたいと思います。小田部様より時計回りをお願いいたします。

【小田部委員】受益者代表の小田部順子でございます。よろしくお願い致します。

【山崎委員】：公認会計士、税理士の山崎といいます。柏の住人ですけれども、協力していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

【今井（正）委員】我孫子市で勤務させていただいております今井と申します。よろしくお願いいたします。

【小倉委員】手賀沼土地改良区事務局の小倉と申します。よろしくお願いいたします。

【落合委員】日本大学の落合と申します。家は手賀沼の橋を渡った沼南町でございまして、沼南町がなくなりまして柏市になってしまいましたが、子どもの頃から手賀沼で遊んでいましたので、ひとつよろしくお願いいたします。

【横土委員】昨年 4 月から千葉県の手賀沼で下水道事務所の所長をやっております横土と申します。よろしくお願い致します。

【桑田委員】受益者代表の桑田といいます。よろしくお願い致します。

【今井（緑）委員】今井緑といいます。よろしくお願い致します。

【河辺課長補佐】どうもありがとうございました。続きまして本市出席職員の自己紹介をさせていただきます。

【大谷部長】建設部長の大谷でございます。本日はよろしくお願い致します。

【増田課長】下水道課長の増田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

【足立課長】治水課長の足立と申します。昨年より課長をやっております。よろしくお願いいたします。

【井戸主幹】治水課で主幹をしております井戸と申します。よろしくお願いいたします。

【河辺課長補佐】下水道課課長補佐の河辺と申します。よろしくお願いいたします。

【土屋主査長】下水道課主査長の土屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木主査長】下水道課主査長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

【山高主任】治水課主任の山高と申します。よろしくお願いいたします。

【柳沼主事】下水道課主事の柳沼と申します。よろしくお願いいたします。

【河辺課長補佐】なお本日は下水道課長補佐の林は所用のために欠席させていただいております。ありがとうございました。

最後になりますが、本日ご審議いただきます、我孫子市公共下水道事業経営戦略案の策定業務を履行しております、日本水工設計株式会社の担当者および、現在の策定状況についてご報告させていただきます、我孫子市公共下水道事業地方公営企業法適用化支援業務の委託先であります、地方共同法人日本下水道事業団の担当者も同席させていただいておりますのでご了承ください。それでは自己紹介をさせていただきます。

【是恒氏】日本水工設計の是恒と申します。よろしくお願いいたします。

【高野氏】同じく日本水工設計の高野と申します。よろしくお願いいたします。

【山崎氏】同じく日本水工設計の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

【麻生氏】日本下水道事業団の麻生と申します。よろしくお願いいたします。

【河辺課長補佐】ありがとうございました。次に本日の会議で使用する資料の確認をさせていただきます。なお、お届けするのが会議直前となり大変申し訳ございませんでした。

また議案2、第12期下水道整備5カ年計画案、資料5出席者名簿、資料6座席表に訂正がございましたので、本日再度お配りしております。よろしくお願いいたします。それでは確認させていただきます。

(配布資料の確認を行う)

それではこれより議事に入らせていただきます。まず初めに次第4、会長、副会長の互選を行わせていただきます。当審議会を進行するに当たっては、我孫子市公共下水道事業審議会条例第4条に、審議会に会長および副会長を1人置き委員の互選によって定めるとあることから、会長および副会長を選出いただく必要がございます。どなたか会長をお引き受けいただける方はいらっしゃいますでしょうか。

【今井（正）委員】事務局腹案はありませんか。

【河辺課長補佐】はい、事務局といたしましては落合委員にお願いいたしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【一同】異議なし。

【河辺課長補佐】それでは落合委員に会長をお引き受けいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【落合委員】はい、分かりました。

【河辺課長補佐】どうもありがとうございます。続きまして先ほどご説明いたしましたと

おり、副会長も選出いただく必要がございます。どなたか副会長をお引き受けいただける方はいらっしゃいますでしょうか。もしお声が上がらなければ事務局といたしましては小倉委員にお願いいたしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

【一同】異議なし。

【河辺課長補佐】それでは小倉委員に副会長をお引き受けいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【小倉委員】はい、分かりました。

【河辺課長補佐】どうもありがとうございます。それでは落合委員、小倉委員は会長、副会長席にご移動いただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

【落合会長】よろしいでしょうか。ただ今指名がありました。会長ということでございますので、務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【小倉副会長】副会長を務めさせていただき小倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【河辺課長補佐】続きましてご審議に入らせていただくところでございますが、ここで本日ご審議いただく議案の諮問書を大谷建設部長から落合会長に提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

【大谷部長】ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

【落合会長】分かりました。

【河辺課長補佐】ここからは会長に議事進行をお任せさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【落合会長】はい。それでは、審議事項がたくさんございます。委員の皆さまには審議のほうのご協力をよろしくお願いいたします。ただいま市より諮問がございました。次第にありますこの議案の3つでございます。

我孫子市公共下水道事業経営戦略案について、そして第12期下水道整備5カ年計画案について、そして我孫子都市計画下水道の変更原案についてということで、この3つでございます。それではこの3つの議案について、これより審議に入らせていただきたいと思っております。

進め方については1つずつ説明させていただきます。最初に我孫子市公共下水道事業経営戦略案について、事務局より説明をお願いいたします。

【増田課長】下水道課の増田でございます。よろしくお願いいたします。それでは我孫子市公共下水道事業経営戦略についてご説明いたします。

まず1ページ目をご覧ください。経営戦略の策定の経緯と目的についてです。下水道事業は将来にわたり安定した事業を継続するために、実情に応じた中長期的な経営の基本計画を策定し、経営基盤の強化をすることが求められております。また総務省より平成28年度から平成30年度までを集中取組期間として、平成32年までに経営戦略を策定することということを要請されております。

このため我孫子市においても今後の安定的な事業経営を持続できるよう、経営の健全化、効率化に取り組むための経営戦略を策定いたします。期間に関しましては平成 30 年度から 39 年度の 10 年間といたします。

続きまして 2 ページをご覧ください。施設の概要です。我孫子市の公共下水道事業は昭和 42 年の湖北台団地の単独公共下水道から始まり、昭和 47 年に手賀沼流域関連公共下水道として着手して現在に至っております。

事業の着手からは約 50 年が経過し、既存の施設の老朽化に伴う改築更新の必要性も高まり、人口のほうの減少も見込まれるため、下水道事業を取り巻く経済環境などは大変厳しくなっております。

表の 2-1-1 をご覧ください。平成 28 年度末における下水道施設の概要になります。我孫子市は全域が手賀沼流域下水道の処理区域内にあり、下水道普及率は平成 28 年度末で 83.5%となります。

現在までに事業費の累計が約 488 億 4,000 万円を投資し下水道の整備を行ってきました。また平成 32 年からの地方公営企業法の財務適用となる公営企業会計化に向けた準備を現在進めているところです。

3 ページをご覧ください。3 ページは下水道の料金です。現在の料金は直近で平成 10 年に改正した料金体系となっております。表の 2-2-1 のとおり、使用量に応じて料金が高くなるということになっております。平成 28 年度の使用料収入の実績は、表の 2-2-2 のとおりです。使用料を有収水量で割った使用料単価は、1 立方メートル当たり約 136 円となっております。

次に 4 ページをご覧ください。こちらは組織の体制ということになります。公共下水道事業におきまして汚水事業に関しましては、下水道課が、雨水事業に関しましては治水課が現在担当しております。総勢 29 名で事業を行っているところです。

次に経営分析比較表ですが、6 ページ、7 ページをお開きください。6 ページには公共下水道、7 ページには市街化調整区域を整備しました特定環境保全公共下水道の表となります。主な指標についてご説明いたしますと、⑥汚水処理原価は汚水処理費を有収水量で割った原価となります。また汚水処理費を使用料でどれだけ賄えたかという割合が、⑤の経費回収率ということになります。

汚水処理原価につきましては約 144 円、経費回収率については約 95%ということになります。こちらの表ですが平成 27 年度までのものしか載せられないところがございます。と言いますのも、一番新しいものを 3 月 2 日に公表するというので国、県と連携しており、それ以降でないご提示できないところがございますので、今回は 27 年度までということになります。ちなみに経費回収率については、平成 28 年度については約 99%ということになっております。

以上の状況を踏まえまして 8 ページの基本方針を定めました。まず施策の 1 としまして、引き続き下水道の整備を計画的に進めるとともに、既設施設の耐震化やマンホール

トイレシステムの整備を進めます。また管渠などの老朽化に伴います改修や不明水対策を適切に維持管理のほうを進めるとともに、ストックマネジメント計画を取り入れまして、計画的な改築に取り組みます。

施策 2 としまして健全経営を確保するため、未接続世帯への働き掛けや、使用料や受益者負担金の未納者への督促を強化し、増収に努めます。また、今現在も取り組んでおりますが、公営企業会計化に取り組むとしております。

施策の 3 としまして、市内で発生する浸水被害を軽減するため、雨水排水施設や雨水流出抑制施設の整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理を行います。

施策 4 として民間活力を活用し適切な維持管理に努めるとともに、包括的民間委託の導入可能性も検討してまいります。

この基本方針を基に今後 10 年間の投資財政計画を策定いたしました。9 ページをご覧ください。建設投資額です。図の 4-1-1、こちらのおり汚水で約 2 億円、雨水で約 4 億から 7 億円の整備を引き続き進めていきます。その財源となるものが図の 4-2-1 になります。その財源は受益者負担金、国庫補助金、企業債、起債、一般会計からの繰入金などとなります。

11 ページをご覧ください。こちらは維持管理費の予測になります。図の 4-5-1 は汚水分になります。下の図の 4-5-2 は雨水分になります。図の 4-5-1 の汚水分につきましては、流域下水道汚水処理費や起債の償還利息など約 9 億円で賄うというか推移していくということになります。また雨水につきましてはポンプ場の維持管理費等を約 2,500 万円で推移していくというような形になります。

12 ページ、13 ページをご覧ください。収支予測の結果でございます。13 ページの表 4-7-1 は今後 10 年の歳入です。総額が単年度で約 35 億円程度ということになります。

13 ページの図の 4-7-1 を見ていただきますと、歳入歳出のグラフとなっております。左側が歳出、右側が歳入を記してあります。こちらは平成 28 年度に関しましては決算額を、平成 29 年度に関しましては決算見込み額を記入してございます。あと今後 10 年間でどのように推移していくかということにもなります。

一番比率が大きいところでは、汚水の起債償還費ということになりますが、こちらにつきましては年々減少傾向にあります。そのことから、全体事業費も減少傾向になっているというような状況です。

次に図の 4-7-2 です。こちらに関しましては、今後汚水処理費がどのように推移するかということで、下水道の使用料で賄う経費回収率につきましては、おおむね 100% で推移していくということになります。そちらの詳細が 14、15 ページに記してあります。

最後になりますが 5 の効率化、経営健全化の手法を取りまとめました。こちらに関しましては、まず投資に関する取り組みとしまして、広域化、共同化、最適化に関する取り組みでは、現行では流域下水道に接続しているため広域化が図れている状況ですが、さらなる効率化に向けて情報収集をしていきますということです。

次の投資の平準化に関する事項としましては、老朽化する下水道施設についてストックマネジメント計画を策定し、計画的な改善に取り組むとしています。

次の民間活力の活用に関する事項ですが、こちらに関しましては、具体的な予定はございませんが、先行事例などを調査して導入の可能性を検討していきますということです。

次に財産の確保の取り組みについてです。使用料については経費回収率がおおむね100%で推移するというようになっておりますので、当面現行の使用料体系を継続していきますが、将来的な人口減や市全体の財政状況などを見通しまして、必要に応じて見直しを図るということにしております。

次に資産活用に関する事項でございます。稼働停止しました汚水中継ポンプ場の再利用といたしまして、防災倉庫などに有効活用してまいりますということです。

次に投資以外の経費節減等に関する取り組みです。今現在もポンプ場の点検とか維持管理に関しまして、民間活用を行っているところですが、動力費や修繕費等も含めました包括的な民間委託の導入の可能性も検討していくということになります。

最後に主な経費に関することでございますが、こちらのほうは維持管理に関する経費についてですので、内容を精査し適正化を図っていくというような内容になっております。最後に経営戦略の検証、更新につきましては、平成32年に地方公営企業法にのっとり、公益企業会計化することによりまして財務諸表が変わりますので、そちらを踏まえて平成33年度に見直しを図る予定といたしております。以上でご説明を終わりにいたします。

【落合会長】 ありがとうございます。ただ今ご説明がございましたが、これにつきまして意見をご自由にお願ひしたいと思います。

【横土委員】 よろしいでしょうか。

【落合会長】 はい、お願ひいたします。

【横土委員】 8ページの経営の基本方針、施策2の健全経営の水洗化率を高めるということですが、水洗化率とは、下水道の整備が完了している区域内で下水道に接続している人の割合を示すものになりますが、それを高めていく、つまり、下水道整備がすでに終わっているにもかかわらず未接続の方がいるということです。

この資料を見まして、6ページに経営比較分析表がありまして、その⑧番の水洗化率の状況が平成23年から27年までになりますが、年々水洗化率を上げていまして、27年が99.4%ということです。

私も調べてきたのですが、99.4%というのはものすごく優秀な状況でありまして、県内でも1位2位ぐらいの接続率になっています。手賀沼流域の水洗化率の平均が27年度末は約93%ですので、平均を押し上げているのは我孫子市さんの接続率なのだと思います。

日頃の我孫子市職員の方々の努力で、こういったいわゆる収入を確保しているという

成果だと思えます。若干まだ接続されてない方もいるようなので、引き続きそういったところを努力させていただきたいというふうに思っております。

【落合会長】他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。大きなくくりとしてこの4つの施策をいかに現実化していくかというのは、非常に難しいところですので、ぜひこの方針に沿って進めていただきたいと思います。これにつきまして意見のほうはよろしいでしょうか。どうぞ。

【山崎委員】12ページ13ページの平成28、29年度、これは実績ですか。

【落合会長】事務局。

【増田課長】28年が決算ということですので実績になります。29年はまだ終わってないので決算見込みと考えております。

【山崎委員】平成30年から数字がガクッと収入も支出も減っているのだけれども、これは何か理由があるのですか。

【増田課長】今年度国のほうの補正予算で交付金が増額になるということで、雨水の整備のほうに30年度分を前倒して29年度に発注しているところがございます。その分が30年度分から減っているためです。

【山崎委員】分かりました。

【落合会長】よろしいですか。他によろしいですか。ではこの1番目の議題でございます公共下水道事業経営戦略案についてでございますが、異存なしということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では続きまして2番目でございます。第12期下水道整備5カ年計画案について、こちらの説明をお願いします。

【増田課長】それでは座ったままご説明させていただきます。

1ページ目をお開きください。第12期下水道整備5カ年計画の策定についてということでございます。初めに我孫子市の公共下水道事業は5カ年ごとに整備計画を策定し、現在は第11期5カ年計画、平成25年から29年までの分、これに基づきまして事業のほうを進めているところでございます。

近年は財政状況が厳しくなるなど、普及率の伸びが鈍化しております。このような状況を踏まえまして5カ年計画の策定に当たっては、整備未完了地区の抽出をし、地区の地域特性や課題などを十分に検証した上で、効率的かつ効果的な事業となるよう配分いたしました。

その次の、現（第11期）というところでございます。こちらは現在計画に当たります第11期5カ年計画の進捗状況でございます。第11期では13地区の整備を計画に位置付けております。第10期から継続して進めています4地区については、全て施工は完了いたしました。

第11期から新たに整備を進めている9地区のうち、中峠地区、流域下水道との接続点704、青山地区の整備については工事を完了しています。湖北駅北口の西側と東側、下ヶ

戸西側地区の区画整理区域内と幹線整備については、現在も進行中となりますが、高野山地区、下ヶ戸天王台住宅地区、新木駅北口地区については、未施行となっております。また、つくし野4丁目地区につきましては、周辺がもう整備済みであるにもかかわらず、取り残されてしまっていたために、計画外ではありましたが急遽整備するということにいたしました。

2 ページ目をご覧ください。3 番目の整備未完了地区です。整備未完了地区では未整備となっている地区のうち、人口密度が高く一団となっている区域と、第11期計画において着手してはありますが、未完了となっている区域を抽出いたしました。

その次の4番目の留意事項ということになります。こちらに関しましては整備する箇所を選択するに当たりまして、検討する事項をまとめさせてもらいました。①としまして国の交付金対象事業を優先する。②としまして継続的に整備を進めている地区である。③番目としまして下流側の整備状況を把握する必要がある。④としまして地元住民からの要望等を把握し、その検討が必要である。⑤としまして地下埋設物のガスや水道など他企業と効率的かつ効果的な利用となるように連携を図る必要がある。⑥としまして実施設計は完了しているということを確認する必要があるということです。また⑦としましてこの整備に当たりましては、事業計画の変更が必要となる箇所もあるということです。

この留意事項を踏まえまして3ページ、4ページにかけて、それぞれの整備未完了地区ごとの課題や問題点等をこちらのほうに書きました。これを基に第12期5カ年整備計画を策定しました。そちらが5ページ目の工程表になります。6ページ目にその位置図がありますので、合わせてご覧ください。事業別でそれぞれがどうして書いたかというところをご説明いたします。

まず1番目、つくし野4丁目地区、2番目の湖北駅北口西側地区の整備、3番目の湖北駅北口東側地区の整備、4番目の下ヶ戸西側地区の整備、こちらにつきましては第11期の5カ年計画で着手しておりますが、まだ完了していないものについて引き続き整備を行うということにしております。

5番目の布佐駅東側地区の整備につきましては、布佐駅南側地区の整備の中で、県のほうで行っています千葉竜ヶ崎線のJRアンダーパスなのですが、そちらの完成後に整備するというお約束で、取り残されていた区域の整備になります。

6番目の久寺家1丁目、2丁目地区の整備、こちらに関しましては市のし尿処理場で今現在汚水処理をしている区域でございます。し尿処理場が老朽化していることや、地区内の下水道はもう整備をしてあるということがございますので、流域下水道に切り替える幹線を整備するというものです。

7番目の高野山東側地区の整備でございます。こちらに関しましても周辺の区域が下水道はもう整備されておまして、取り残されている土地でございます。また一度実施設計などに着手した経緯や、また住民からの要望が多いことから、こちらを整備していく

という形にしております。

8 番目の下ケ戸北側地区の整備でございます。下ケ戸につきましては下ケ戸西側の区画整理区域の整備のめどが付いたところで、北側の整備を行うというような形を取りたいと思いますので、こちらを 5 カ年計画に乗せてあるところでございます。以上で 5 カ年計画のご説明は終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

【落合会長】それではただ今説明をされました件につきまして、ご意見等お願いいたします。

これは当然 5 カ年計画の費用については、先ほどの経営戦略のほうには盛り込んであるということよろしいですか。

【増田課長】そうです。

【落合会長】基本的に 11 期で取り残していたものを、まず優先していくという基本的な考え方ですか。

【増田課長】はい。

【落合会長】これはほとんどが補助金の対象になるのでしょうか。

【増田課長】そうですね、そちらのほうが見込まれないと、事業を今行えないような状況になっております。やはり市の財政的な話もあるんですが、ほとんどが交付金事業という形を取らせてもらっています。

【落合会長】どうでしょうか。質問、ご意見はございませんか。

では、ないようですので、この件につきまして異存なしということよろしいでしょうか。

続きまして、我孫子都市計画下水道の変更原案についてということで、こちらのほうも説明をお願いいたします。

【増田課長】座ったままご説明いたします。我孫子市都市計画下水道の変更ということで、こちらにつきましては汚水計画の変更について、青山汚水中継ポンプ場を都市計画施設の位置付けから削除するということとなります。

ポンプ場の位置等は 5 ページ目をご覧ください。黄色の丸印の所が青山汚水中継ポンプ場となります。このポンプ場は平成 3 年度から稼働しておりまして、柴崎台や青山台地区などを含めまして、191 ヘクタールの汚水を JR や国道 356 を横断させて、天王台の南側まで圧送しまして、県が建設しました手賀沼側の北部幹線へ流入させているというようなところでございます。

当初はそうにしていましたが、平成 8 年度に千葉県さんのほうから、さらに柏市や流山市の上流域の生活環境の改善のために、新たに利根川側に北部第 2 幹線というものを敷設するということになりました。

これに合わせまして市の下水道計画も見直しまして、青山台や柴崎台地区の汚水につきましては、その北部第 2 幹線に接続するということが可能になりましたので、接続することになりますと自然流下が可能になるということになります。そうしますと南側に

圧送させていました青山の汚水中継ポンプ場が不要になるということから、都市計画施設の位置付けから削除するということになります。

なおポンプ場の跡地の利用等は、下水道の資機材の保管倉庫や、一時的な防災の備蓄倉庫として有効に活用していくという予定であります。

次に 6 ページをご覧ください。こちらは都市計画の変更に伴います予定になります。都市計画の策定経緯の概要書と書いてありますが、こちらは予定ということになります。まず公聴会です。こちらに関しましては今現在お配りしておりますこの原案を、この 30 年の 3 月 5 日から 3 月の 9 日まで縦覧に供しまして、意見等があれば 4 月 28 日に開催するとしております。意見等がなければ開催しません。

また以降都市計画審議会につきましては、平成 30 年 7 月の下旬に予定しております。その後、千葉県知事の同意を得まして、平成 30 年の 9 月の下旬に決定告示というような流れになっていくということです。以上でご説明のほうを終わりにいたします。よろしくお願ひいたします。

【落合会長】 都市計画下水道の変更ということですが、これにつきましてご意見をお願いいたします。

【横土委員】 すみません。

【落合会長】 はいどうぞ。

【横土委員】 変更の内容について、県の管に市の汚水管を接続する箇所が決められていますね。そこで接続箇所を変えたことによってこのポンプ場が要らなくなるということで、変更理由を読みますけれども、2 段落目の今回の変更は「流域下水道への接続に伴います」ということで書いてありますが、具体的にその内容を表現するとすれば、「流域下水道への接続箇所の変更に伴って」というような形にしたほうが、伝わりやすいかなという、事務的な意見です。内容については特にありません。

【落合会長】 どうですか。

【増田課長】 そうですね、都市計画法上だけで言いますと、そちらのほうの方が分かりやすいかなというところがあるのですが、実を言いますと接続に伴ってと書いた理由につきましては、下水道法の下水道計画のほうで、平成 10 年に第 2 幹線ができる時に市で変更したわけですが、そちらでは北部第 2 幹線に接続するというような計画になっております。

その関係でこのような言葉にしてしまったというところがあるのですが、ただ確かにこの都市計画法だけで言いますと、そちらのほうの方が分かりやすいところもありますので、市の他部署になりますけれども、都市計画課や千葉県さんのほうの下水道課、都市計画課担当の部署と少し協議させてもらって、どちらにするかというのはその後検討の結果で変えさせてもらおうかなと思います。いかがでしょうか。

【横土委員】 理由は分かりました。もともとの計画がそうなっているのですね。

【落合会長】 参考ということで。他にございますでしょうか。

【山崎委員】 汚水中継ポンプ場というのはどういうものなのでしょう。

【増田課長】 16 ページに地域対照表というものがございます。こちらの既決定分ということで青山汚水中継ポンプ場というものがございます。こちらで敷地のほうが 680 平方メートル、延べ床面積で言いますと 230 平方メートルということになります。

【山崎委員】 大きいですね。

【増田課長】 そうですね。

【山崎委員】 それは何かその施設に機械が入っていると。

【増田課長】 大きいポンプが入っております。

【落合会長】 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。それでは意見もないようでございますので、その都市計画下水道の変更原案につきまして、異存なしということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

3 件につきまして我孫子市公共下水道事業経営戦略案、第 12 期下水道整備 5 カ年計画案、そして我孫子都市計画下水道の変更原案についてという 3 議案について異存なしということでご審議いただきました。これを異存なしということで市長に答申するということにしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

【一同】 異議なし。

【落合会長】 はい、ありがとうございます。ではそのようにいたしたいと思えます。

では続きまして次第の 6 でございます。報告事項としまして我孫子市公共下水道事業地方公営企業法適用化の経過報告ということで、事務局からの報告をお願いいたします。

【土屋主査長】 はい、ご説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。

我孫子市公共下水道事業の地方公営企業法の適用の経過についてご報告させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。地方公営企業法とは地方公共団体の経営する企業の組織や身分や財務などを規定する地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特例として制定されたものです。職員数 100 人以上の事業に対して、財務規定の適用を義務化しております。我孫子市の公共下水道事業は 100 人以上の事業ではありませんので、任意の適用ということで法の適用を受けてはおりません。

ただし公共下水道事業は一般会計との連携が大変密であることから、法適用に実益が少ないといいますが、特別会計を実施し独立採算性の原則の適用を守って事業を運営しております。

今回の地方公営企業法の適用についてですが、2 つ目の必要性をご覧ください。経営戦略の中でも出てまいりましたが、我孫子市の財政状況も大変厳しいものであります。下水道事業は他の事業に比べて財政規模が大変大きく、多額の起債も当てられております。また一般会計からの繰入金も充てており、影響も少なくないということで、財政基盤の強化が急務とされております。

下水道事業が長期に安定した事業経営を継続していくために、このたび我孫子市の公

共下水道についても地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行するという事で手続きを進めております。

次に 2 ページ目の法適用の効果についてです。法適用の公営企業会計を適用することで、次のような効果を見込むことができます。1 つ目に経営状態の明確化、損益取引と資本取引との区分、発生主義、複式簿記などの採用などによって、経営成績や財務状況、資産状況などを明確化することができます。

2 点目に適正な将来予測に基づく計画的な経営が期待できます。資産情報を正確に把握することで、将来を見据えた更新需要予測が可能となり、計画的な下水道事業の経営の継続が可能になってきます。

3 点目に職員の意識についてです。経営状態や財政状況の明確化、それによって職員のコスト意識の向上も期待することができます。

4 点目に情報公開の充実、透明性の向上が挙げられます。損益計算書や貸借対照表などの財務諸表の作成によって、下水道の受益者である市民に対し、また議会などにも経営状況を分かりやすく公開することができるようになり、理解を深めていただくことが期待できます。

次に 3 ページの 4、法適用の推進に係る国の動向になります。公営企業会計の適用の推進については、平成 27 年 1 月に総務大臣からの通知が出されています。地方公営企業の財務規定を適用していない地方公共団体に対し、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間で集中取組期間とし、公営企業会計の適用をするという形で要請が出ております。対象団体になりますのが、都道府県および人口 3 万人以上の市町村ということで、我孫子市も対象になっております。

次の 4 ページになりますが、我孫子市でなぜ今、公営企業会計の導入を進め始めたかといいますのは、こちらの図の丸を付けた部分になるのですが、国からの移行経費に対する地方財政措置が取られています。

公営企業債の充当率が 100%、元利償還金に対しての普通交付税措置が取られておりますので、この集中取組期間であるところの措置が対象になりますので、我孫子市でもこの時期に合わせて法適用の推進を進めております。

次に 5 ページをご覧ください。我孫子市の取り組みになります。先ほどお話ししましたとおり、国からの要請を受けまして、28 年度、我孫子市でも地方公営企業法適用の基本方針について定めております。適用対象事業は公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業を対象にしております。

適用範囲としましては財務適用ということで、公営企業会計化をいたします。組織の体制としましては、管理者の権限は変わらず首長が行うものとします。適用日は平成 32 年の 4 月 1 日から、西暦で言いますと 2020 年の 4 月を適用日といたしまして、現在準備を進めているところです。

6 ページをご覧ください。官庁会計と公営企業会計との違いについて、簡単な表を載せ

させていただきました。現在の官庁会計は単式簿記というものを採用しておりまして、今度公営企業会計化しますと複式簿記という形に変わります。官庁会計の単式簿記は現金の出納のみの記録となっております。資産や借金などがまったく関係ない形で、現金の出し入れのみを対象としています。

今回、法適用して公営企業会計化するようになりますと、複式簿記という形で取引が発生した時点で会計処理をする、また決算の方法なども変わってきまして、現金収支以外の減価償却費など、現金でない資産を対象として、先ほど前に出てきました公営会計によるメリット、法適用の効果というところでも、経営状態の明確化、資産をきちんと把握した上での計画的な経営が可能になってくるというところがございます。

結果として公営企業会計を導入することで、民間会社の会計方式とほぼ同じような形で会計処理をするようになってきますので、また違った形での我孫子市の財務状況を見ることが出来ます。民間会社の方もたくさんいらっしゃるのですが、この辺のことはご存じだと思いますけれども、お財布の中の現金だけでなく、借金や資産などの状況も把握した上で、会計を運営していくという形になります。

次に 7 ページの法適用移行作業の概要についてです。法適用移行作業の概要については簡単な表になっているのですが、現在のところ平成 28 年度の先ほど出てきました基本計画の策定というところまで現在完了しております。平成 29 年度、本年度は、固定資産の調査や評価を進めているところであります。

固定資産の台帳を作成する資産調査ですが、資産を得るために使った資金などの状況を把握するということが、大変な労力がかかります。また、専門的な知識が必要であるということで、平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間という期間で、業務委託を契約しております。

現在、後ろに座っていただいている方々が、その業務に携わってくださっている方になるんですけれども、専門的な知識を要する業務ということで、3 年間の長きにわたって業務の支援等を協力して進めていくという形を取って、業務の効率化を図っております。

平成 30 年度、来年度には公営企業会計システムの導入ということで、32 年の 4 月に本稼働を開始しなければいけませんので、30 年度からきちんとしたシステムが出来上がるように業者を選定し、システムを構築し、平成 32 年の予算の業務を進める 31 年の 9 月からの稼働に向けて業務を進めていく予定であります。

最後になりますが、8 ページの県内の他市の状況になります。現在、法適用をしている市町村はまだ少なく、近隣ですと柏市や流山市などになります。船橋市や松戸市につきましては来年度からの移行ということで、最終調整を行っている聞いております。

28 年度現在ではまだ多くのところが法適用化になっていないのですが、我孫子市と同様に鎌ヶ谷市や印西市や白井市も 32 年度から法適用を開始するということが、ほぼ対象になっている市町村の多くが、32 年度からの法適用に向けて業務を進めておりまして、最終的には 32 年度に 6 割程度の市町村が法適用をするということで、平成 28 年

度調査になりますが報告を受けております。

我孫子市も 32 年度の 4 月の法適用に向けて、これから後ろにいらっしゃる専門家の方々と業務を進めてまいりたいと思います。以上でご報告を終わります。

【落合会長】ただ今事務局から説明がございました。これにつきまして何か質問とかご意見はございますでしょうか。

【山崎委員】財務適用と一部適用では何が違うのですか。

【土屋主査長】最初のほうに 1 ページのところに地方公営企業法の中で組織や身分や財務を適用するというので、財務以外に組織について、あと身分についても法の適用をすることができるのですけれども、それを全部適用ということになりますと、大変短期間で業務を行うのが難しいということが 1 つと。

あと市長部局ではなくなって完全に企業として別の管理者を置くことになってしまいますので、なかなか我孫子のほうにもいろいろな業務上の事情などもございまして、雨水の事業がまだひと段落していない事情があり、防災面などから、今のところは市長部局で連携して業務を進めていったほうが良いということで、今回は財務のみの適用で公営企業会計化するという方向で方針を決めております。

いずれはまた業務の進捗などによって状況が変わってくると思いますので、そのときにまた全部移行するというのも考えの中ではあるのですが、今のところはまだ見通しが立っておりませんので、時期が来たら検討したいということでございます。

【落合会長】よろしいでしょうか。水道は局になっていますね。下水もそういう方向にもしかすると。ただ遠い先ですね。雨水があるのでなかなか難しい。

【増田課長】そうですね。

【落合会長】他にございますでしょうか。法適用化への取り組みと先ほどの最初にやった経営戦略の中でも当然組み込まれていて、経営の合理化とか、ある程度経費は少し減るといってもこの経営戦略の中にも組み込まれているということでもよろしいでしょうか。

【増田課長】はい、経営戦略の中にもこの法適用化するというようなものも書いてございます。それを踏まえての話になる。またストックマネジメントとあって、計画的に修繕するというようなところもありますので、できるだけ経費を減らすというような努力をしていくということになります。

【落合会長】もう 50 年ぐらいたっているというのがあるので、そうしますと減価償却をどういうふうに持っていくかというのはなかなか難しいと思いますけど。

【増田課長】そうですね。

【落合会長】よろしいですか。それでは 6 番の報告につきましては以上にしたいと思えます。

それでは 6 番まで終わりました。7 番その他でございますが、その他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では事務局のほうから。

【大谷部長】 本日は会長をはじめ委員の皆さまには、長時間にわたりご審議していただき誠にありがとうございました。

【落合会長】 それではこれもちまして我孫子市公共下水道事業審議会を閉会とさせていただきます。おつかれさまでした。

【一同】 ありがとうございました。

以上